農地利用

米丸純男議員

遊休農地対策は流動化を促進する

農業従事者の高齢化等から耕作放棄地が増加しており、本町においても、農業上の利用増進を図るために必要な指導、耕作放棄地の有効利用のための実践活動等の取組みをしているところであります。

しかしながら、遊休農地は引き続き増加傾向にあり、県内では、現在でも優良農地と思える土地が遊休化している所があります。

今後、本町でも優良農地が遊休化するおそれがあります。このため、従来からの耕作放棄地の抑制と解消に向けた取組みに加え、遊休農地の利用増進を図るため町としての施策を伺いたい。

町長

町内の遊休農地は15年3月末で27ha、全農地の3・3％程度となっています。高齢化等で遊休農地は増加しています。現状では目に余る遊休農地はないが、将来に向けて防止策をとる必要があります。

優良農地の遊休防止策として①「農地流動化促進事業」を活用し、認定農業者や担い手農家の規模拡大を図る ②水田農業ビジョン計画策定とあわせ集落営農方式で農地を守れないか ③「中山間地域直接支払い制度」の一般地域への拡大適用等、政策の要望活動の以上3点を充実し、農地の遊休化防止に努力します。

優良農地の遊休化は防がなければならない

今定例会に提出された陳情書４件を審査した結果、２件を採択、２件を継続審査としました。

鶴田字川屋ケ原農道整備について

要旨　毎年町より山砂利の支給を受けて補修を行ってきたが、一向に良くならず、道路の維持管理に困難が生じているので、路面整備をしていただきたい。

陳情者　耕作者代表　橋元久實　井上初蔵

【採択】

理由　永年町から山砂利等の支給を受けて維持補修を行ってきているが、一向に良くならず作業に支障がでている。

また、この地域は水稲、葉タバコ、飼料作物など、年間を通して作物が栽培されるなど、今後においても優良耕作地として有望な地域であるため。

国産材政策に関する陳情書

要旨　森林・林業の現状は、違法伐採を含む外材輸入は依然として高水準で推移しており、また住宅着工戸数の減少等による国産材需要の減退・木材価格の極端な下落、木材生産コストの増大等による採算性の悪化などから、林業生産活動は停滞し、伐採跡地の放置、不在村者所有森林の増加等、適切な森林管理は困難を極めていることから。

陳情者　鹿児島県森林組合連合会代表理事副会長　平瀬戸　茂他２人

【採択】

理由　本件においては森林所有者・森林組合・行政等関係者が一体となり、本県の基幹産業である森林・林業の振興に向けた取り組みを進めているが、政府においても本県森林・林業の将来が展望できる政策の確立が必要なため（**発議第５号で意見書を農林水産大臣等に提出**）

環境美化条例を制定

違反者は５万円以下の罰金

12月１日からスタート

この条例は、ごみの不法投棄や空き缶、吸い殻等の散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、美しい自然と快適な生活環境の確保を目的としています。

条例には、個人・事業者等にそれぞれのルールが規定され、禁止行為や改善勧告・命令及び罰則等が設けられています。施行日は平成15年12月1日からとなっています。

ここでは、その内容について、概要をお知らせしますので、町民のみなさんとともに、環境の美化に努めましょう。

町の責務

① 環境美化の促進に関する総合的な施策を推進する。

② 町民等へ意識の向上・啓発に努めるとともに、町民等による自主的な環境美化活動に対して、積極的に支援する。

町民の責務

① 自宅周辺を清潔にする。

② 身近な地域における清掃活動等、環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加する。

事業者の責務

① 事業活動の社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺を清掃する。

② 従業員その他事業活動等に従事する者に周知しなければならない。

土地建物所有者の責務

① 土地、建物又は工作物及びこれらの周辺の清潔を保ち、みだりにごみが捨てられないように管理に努めるなど、環境整備に必要な措置をとるよう努める。

③ 容器入りの飲料又は食料を販売（自動販売機による販売を含む。）する者は、空き缶、空き瓶等の容器及び包装若しくは袋の散乱防止について、消費者の啓発を行うとともに、販売する場所（自動販売機の設置場所を含む。）に回収する設備を設けるなど、適正をしなければならない。

事業者のごみの散乱防止に関する責務

① 事業活動等で生じるごみの散乱の防止に努める。

② ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、回収及び資源化について必要な措置をとるよう努める。

③ 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、公共の場所においてみだりにふんを放置しない。

④ 公共の場所において歩行中（自転車等の乗車中を含む。）に喫煙しないように努める。

立入調査・改善命令等

① 職員に必要な立入調査及び指導をさせる。

② 違反者に、適正措置の勧告をする。

③ 期限を定めて、勧告に従うよう命令を出す。

罰則

① 空き缶、吸い殻等を捨てた者で、改善命令に従わないときは、５万円以下の罰金を適用する。

② 土木工事、建築工事その他の工事の施工者は、工事により生じる土砂、がれき、廃材等が道路その他の公共の場所に飛散し、又は流出しないように適正に管理する。

禁止行為等

① みだりに空き缶、吸い殻等を捨てない。

② 公共の場所においてみだりに置き看板、のぼり旗、貼り札等又は商品その他の物品を放置しない。

みんなで町をきれいに　ごみのポイ捨て禁止

報告

土地開発公社
鶴田町支社

今回の報告は、同支社の14年度の収入支出決算であります。

収入支出決算関係（単位：千円）

	収益的収入及び支出
収入	107,898
支出	108,152
	資本的収入及び支出
収入	7,700
支出	125,579

（収益的収入及び支出の当期純損失額は前期繰越準備金で補填。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填）